

岐阜県医師会 新型コロナウイルス感染症通信【3号】

岐阜県で新型コロナウイルス感染症の患者発生が続いており、この1週間で17名の新規患者が発生しています。可児市ではクラスターの発生し、合唱団・スポーツジム利用者及びその濃厚接触者から、計14名の患者が出ています。大垣市でも3名の患者が続けて判明し、クラスターとなるか懸念されます。

また、感染経路不明が6名（大垣市：1名、岐阜市：4名、多治見市：1名）があり、市中での蔓延が懸念されます。

<岐阜県内での発生状況>

※前回以降の発生例です。

- (1) 県内15例目：可児市在住、70歳代、男性
3月26日に判明。可児市のスポーツジムからと思われる患者（12例目）の濃厚接触者。
- (2) 県内16例目：可児市在住、60歳代、女性
3月27日に判明。可児市のスポーツジムからと思われる患者（5.7例目）の濃厚接触者。
- (3) 県内17例目：可児市在住、70歳代、女性
3月27日に判明。可児市のスポーツジムの利用者。
- (4) 県内18例目：可児市在住、60歳代、男性
3月28日に判明。可児市のスポーツジムからと思われる患者（16例目）の濃厚接触者。
- (5) 県内19例目：可児市在住、70歳代、男性
3月28日に判明。可児市のスポーツジムからと思われる患者（17例目）の濃厚接触者。
- (6) 県内20例目：大垣市在住、50歳代、男性
3月21日に倦怠感、食欲不振。22日から26日に沖縄旅行でその間に2回医療機関受診。3月28日に発熱し医療機関受診。29日に判明。公共交通機関の利用あり。
- (7) 県内21例目：可児市在住、60歳代、男性
3月30日に判明。可児市のスポーツジムの利用者。
- (8) 県内22例目：可児市在住、60歳代、女性
3月30日に判明。可児市のスポーツジムの利用者。
- (9) 県内23例目：大垣市在住、60歳代、男性
3月30日に判明。20例目の患者の濃厚接触者。
- (10) 県内24例目：大垣市在住、40歳代、男性
3月30日に判明。20例目の患者の濃厚接触者。
- (11) 県内25例目：岐阜市在住（住民票は名古屋市）、40歳代、男性
3月28日から倦怠感、発熱、咳。30日医療機関受診し、31日に判明。
- (12) 県内26例目：多治見市在住、50歳代、男性
3月27日から発熱と倦怠感。30日に医療機関受診し、31日に判明。
- (13) 県内27例目：多治見市在住、50歳代、女性
4月1日に判明。26例目の患者の濃厚接触者。
- (14) 県内28例目：各務原市在住、40歳代、男性3月29日から熱感、気分の悪さ、咳。30日医療機関受診。4月1日に紹介受診し判明。
- (15) 県内29例目：岐阜市在住、20歳代、男性、販売業
25例目と同じ勤務先3月28日から咳と悪寒。29日医療機関受診し加療。4月1日接触者外来受診し判明。
- (16) 県内30例目：岐阜市在住、20歳代、女性
医療関係従事者（クリニックの事務職員）、3月29日から咽頭痛、頭痛など。30日医療機関受診し加療。4月1日に再診し判明。
- (17) 県内31例目：岐阜市在住、30歳代、女性
飲食店従業員3月29日から発熱。31日医療機関受診しCTで肺炎あり。4月1日に判明。

※県内で発生した患者の行動歴等の詳細は、岐阜県庁のホームページを参照して下さい。

<関係各所からの重要な通知>

1. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（3/24）
児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止とする。後者の場合は、出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合も、出席停止と扱うことができる。
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等においては、登校の判断、学校教育活動における感染対策等、十分な注意が必要である。
学校医の先生におかれては、学校再開に際し、意見を求められることがあります。ガイドラインを熟読されることをお勧めします。
2. 定期の予防接種の実施に係る対応について（3/26）
地域の実情に応じて、規定の接種時期を越えて定期接種を行う可能性が生じた場合は、実施前に医療機関から市町村に相談し、必要な手続きを確認すること
3. 濃厚接触者による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考えかた（3/27）
新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した医療機関の管理者が、院内の職員が標準予防策が徹底されていると判断した場合は、濃厚接触は発生しなかったものとして、（職員の）自主的な就業制限や施設の使用制限を行う必要はない。医療機関において、陽性者が発生した場合は、保健所等の指導の下で消毒等を行うまでは施設の使用を自主的に制限する。
4. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（3/28）
政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部を立ち上げ、基本的対処方針が示された。また、それを受けて、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部が設置された。基本的対処方針は、県医師会ホームページにアップしてあります。